

「自民党よ、私の反論を聞きなさい」

森松 幹治 2015.11.23

2015.6.4 衆院憲法審査会に憲法問題参考人と出席した小林 節慶大名誉教授、長谷部 恭男早大教授、笹田栄司早大教授は、揃って安保法制が違憲である発言した。

その9日前に2015.5.26発売月刊誌「WiLL」7月号が、自民党幹部職員の田村重信氏による『朝日、赤旗、TBS、反対派がグウの音も出ない！「安保法制」1問1答35』にて、「安保法制」を肯定する記事を掲載した。

これに対し日刊ゲンダイが、小林教授の「自民党よ、私の反論を聞きなさい」（上記35項目に一部重複があるため、31項目に絞る）※1という記事を掲載した。

※1<http://www.nikkan-gendai.com/articles/index/news/2163>

自公政権の壊憲クーデターにより成立した「安保法制」と、次に自民党が憲法改正を目論む自民党憲法改正草案 Q&A 増補版※2(以降、自民党憲法草案)※2の核心部

敗戦後の占領下に押し付けによりつくられたという日本国憲法は、国民主権、人権尊重、平和主義を根本規範としている。「安保法制」と自民党憲法草案の両方は、近代立憲主義の世界史的到達点と言われる平和主義を謳う憲法第9条を、安全保障面から根こそぎ改変するものだ。

※2https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf

日本国憲法前文 後段

これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

原理(principle:建前)を尊ぶ欧米の議会勢力に対し、無原則(本音)で動く自公政権

アメリカでは合衆国憲法は約二百年前につくられたものですが、その憲法そのものを取り替えて今の時代に合うものにしようという議論なんか全然出てきていない。フランスの場合でも、中略 基本的人権に関わることは、いまでも1789年宣言の条文に照らして違憲だという判決が次々出てくるのです。

樋口 陽一 井上ひさし共著 「日本国憲法」を読み直す
第一章 「日本国憲法」は世界史の傑作 P30 講談社第1刷 1994.1

以下日刊ゲンダイの同上記事※1を、若干表記を変えて転載する。

安全保障環境が厳しいなら専守防衛に徹すべきだ

【論点1】

[問] なぜ今、憲法解釈を見直し、集団的自衛権行使を容認する必要があるのか？

[答] (北朝鮮、中国、ISILなど) わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増し、もはやどの国も一国のみでは自国の平和と安全を守ることはできず、国際社会と協力して平和を確保していくことが不可欠である。また、武力攻撃に至らないグレーゾーン事態にも切れ目のない対応を可能とする法整備が極めて重要である。

〔反論〕

安全保障環境が厳しくなっているのは事実だろうが、ならば、従来の専守防衛の原則を堅持し、自衛隊と海上保安庁の装備を更新・強化し、さらに、切れ目のない危機対応を整えるべく、領海警備法を制定し、武器使用基準（大臣訓令）を改正すれば済むはずである。

にもかかわらず、米国の二軍のように世界に軍事展開したら、

- （１）日本全体の国力が経済的に疲弊し、
- （２）自国の防衛が手薄になり、
- （３）新たにイスラム諸国を敵に回し、テロ攻撃を受ける危険が生じる。

国際社会との協力は、現に、国連第２のスポンサーであり、ODA大国であり、わが国の費用で国内に３００以上もの米軍基地を提供している……事実を生かせば十分なはずである。

【論点２】

〔問〕 新安保法案は「戦争」法案か。

〔答〕 感情的なレッテル貼りである。

〔反論〕

今回の法案は、憲法９条の下で一貫して海外派兵を禁じられてきたわが国が、「集団的自衛」または「後方支援」の名で初めて海外で戦争に参加できるようにするものである以上、「戦争」法案以外の何ものでもない。

【論点３】

〔問〕 集団的自衛権は重い課題で、拙速な結論は避けなければならない。

〔答〕 この問題は８年前の有識者懇談会で具体的検討が始められ、その後、自民党安全保障法制整備推進本部で１４回、与党協議会で１１回議論を重ね、国会の予算委員会や外交委員会でも集中審議を重ねてきた。

〔反論〕

形式的にはその通りだが、「有識者」懇談会のメンバーには専門と立場が極端に偏った者だけが集められており、自民党内、与党内の議論にしても世論の関心を見捨てた内輪で行われた一方的なものであった。さらに、国会での審議も、政府は野党の質問から「逃げ回って」いるだけで、一番肝心の主権者国民の理解は一向に深まっていない。

【論点４】

〔問〕 日米防衛協力のガイドラインを、国会にも国民にも説明なく米国で合意してきた。主権者国民無視である。

[答] 政府は、与党や国会での議論を踏まえて日米協議に臨んだ。また、前提として、日米間の協力は各々の憲法・法律に基づいて行われるとされており、政府は立法と予算措置を義務付けられてはいない。

[反論]

安倍政権は集団的自衛権の行使（憲法9条2項は明文で「軍隊」と「交戦権」を禁じている）をすでに米国と約束してきており、これは憲法無視、国会無視、主権者国民無視以外の何ものでもない。約束の実行を「義務付けられてはいない」と言うが、実行するつもりのない約束を米国と交わしたのか？ 明らかにそうは見えない。

自民党は、徴兵制はあり得ないというが信じられない

【論点5】

[問] 新安保法制は日本国民を「戦地」に送り込む道である。

[答] 支援対象となる他国軍が「現に戦闘行為を行っている現場」では後方支援は行わない。

[反論]

確かに戦闘休止中、「後方支援」（輸送、救出、通信、補給、修理、給食、治療等）を行うことになっている。しかし、戦闘再開時に帰ってくることはかなわぬ以上、他国軍に後ろから合流して戦争に参加する仕組みになっている。

【論点6】

[問] 新安保法制の下では自衛隊から初めての戦死者が出る。すると、隊員のなり手がいなくなり、徴兵制が復活する。

[答] 現行憲法18条（その意に反する苦役からの自由）がある以上、徴兵制はあり得ない。自民党新憲法草案でもこの点は継承されている。

[反論]

自民党は認めていないが、これまでの専守防衛（海外派兵の禁止）を破って海外派兵（集団的自衛権の行使と他国軍への後方支援）を解禁する以上、我が国は戦後初めて「戦死者」を出す危険に直面することになる。現行憲法下で徴兵制がありえないことは確かだが、自民党の新憲法草案には9条の3に国民の国防協力義務が読み取れるので、良心の自由の例外としての徴兵制が導き出されるのではないか。

【論点7】

[問] 新安保法制の下では、どれだけの自衛隊員が殺し殺されるのか分からない。

[答] 現憲法の下で認められる自衛権の行使は、「必要最小限度の範囲にとどまる」という従来の基本的立場を変えるものではない。

〔反論〕

安保環境の激変を理由にして「必要最小限度の範囲」の適用領域を広げ、今後は米軍の友軍として集団的自衛権を行使し後方支援を行う以上、米軍の活動の実態に照らして、「どれだけの自衛隊員が殺し殺されることになるか分からない」であろう。

【論点 8】

〔問〕 集団的自衛権は「行使するかしないか」であり、「必要最小限」などという制約は無意味で、行使した途端、相手国にとって日本は敵になる。

〔答〕 集団的自衛権の行使は新 3 要件により、必要最小限度の実力行使にとどまることになっている。

〔反論〕

「必要最小限度の実力行使」という原則は、国内における警察権行使を規律するものである。世界の戦場では、勝つために全力で戦うことが常識である。だから、集団的自衛権を行使するために海外の戦場に参加した場合に、それが相手との全面对決に発展することがむしろ自然だと考えておくべきである。

「総合して判断」は「一任せよ」と言っているに等しい

【論点 9】

〔問〕 集団的自衛権発動の新 3 要件は政府の判断でいかようにでもあてはめが可能で、歯止めが利かない。

〔答〕 集団的自衛権発動の新 3 要件（（1）わが国の存立と国民の人権が覆される明白な危険があり（2）ほかに適当な手段がなく（3）必要最小限にとどめる）は、すべての情報を総合して客観的、合理的に判断されるものである。

〔反論〕

まず、海外で他国軍が攻撃された結果として、「わが国の存立と私たち日本国民の人権が全否定される」「明白な危険」が生じる事例は、朝鮮戦争が再度勃発した場合以外に考えつかない。

北朝鮮と米韓連合軍が軍事衝突した場合である。その場合には、300以上の日米軍事基地を抱えているわが国は、自動的に戦争当事国にされてしまう。そうなれば韓国から米軍艦に乗って避難してくる日本人母子などを、わが国は個別的自衛権で保護できるわけで、集団的自衛権などを持ち出す必要はない。

また、政府・自民党は、ホルムズ海峡が機雷で封鎖されたら新 3 要件に該当すると言うが、石油の備蓄が半年分あり代替エネルギーもあるわが国が、石油の供給が一時途絶えただけで、なぜ、「国家沈没」および「国民の人権全否定」の「明白な危険」に見舞われるのか？ 被害妄想ではなからうか。

さらに、「すべての情報を総合して客観的、合理的に判断されるものである」と言うが、これでは、全く判断基準になっていない。法律学において、「全ての情報を総合して」判断するという事は、事前に何の基準も示さずに、担当者に一任せよと要求しているに等しい。

これは、戦争と平和、つまり、国家の存続と各人の政治にかかわる決定を無条件に政府に委ねよと言っているに等しい。人間社会において民法や刑法が不可欠のように、本来的に不完全な人間が権力を預かる以上、その乱用を防ぐために憲法が不可欠なことが常識になっている現代にあつて、無条件で戦争権限を政府に委ねよとは、論外である。しかも、何の根拠もなく、勝手に「客観的、合理的に判断される」などと自画自賛している姿勢が恐ろしい。

【論点10】

〔問〕 集団的自衛権の行使に対する米国の期待を日本が断れるのか疑問だ。

〔答〕 当然、日本が断ることもある。湾岸戦争の時、米国から湾岸地域までの物質輸送を打診され、また、1994年に北朝鮮に対する船舶検査を打診されたが、いずれも日本は断った。

〔反論〕

当時は、米国から「押しつけ」られた憲法上の制約（海外派兵の禁止）が存在し、それらの要求に対応する法律もなく、当然、断る他に選択肢はなかったはずである。

しかし、今後は日本政府自らが「解釈変更」の名で憲法上の制約を外し、さらに海外派兵手続法を制定してしまつたら、断る理由はなくなってしまう。首相は米国議会での演説で自ら日米軍事同盟の強化を売り込んだ。断ることなど不可能であろう。

前線から離れた後方支援だから安全という大ウソ

【論点11】

〔問〕 米国の無法な戦争で自衛官が血を流すことになる。

〔答〕 他国軍支援活動は、戦闘が行われていない現場で、自衛隊の安全を確保しつつ行い、戦闘が行われる場合は中断する。

〔反論〕

国際法上、「先制」攻撃は違法であるが、米国は先制攻撃も選択肢として放棄しておらず、イラク戦争のように実行している。

そして、例えばホルムズ海峡が機雷で封鎖された場合に自衛隊が、現に戦闘が行われていない（つまり弾が飛び交っていない）時を選んでもその機雷の除去に行けば、当然、その機雷を敷設した側から反撃が来る。

また、現に戦闘が行われていない時を選んで米軍の後方支援に入り、輸送、通信、救助、治療、修理、補給、給食等を始めた後に、弾が飛んできたからといって作業を休止したら米軍の足を引っ張るだけで、要するに、いったん参加したら、後は米軍とともに戦い続けるしかない状況に自主的に入っていくことが「後方支援」の本質である。そこで戦死者が出ないと考える方が、経験上、不自然である。

【論点12】

〔問〕「後方」支援と言っても、それは戦闘に行くことである。

〔答〕弾薬の提供そのものは「武力の行使」ではない。前線から離れたところで実施される後方支援である。

〔反論〕

法案によれば、「後方支援」とは、最前線での銃撃以外は何でもできるようになっており、かつ、「非戦闘地域」といった地理的な（現場と距離を置く）条件は付けられていない。従って、今回の後方支援は、弾が飛んでいない時を選んで米軍に合流して戦争に参加すること以外の何ものでもない。

【論点13】

〔問〕戦争において一番大事なものは後方（補給等）なので、経験上、米軍の後方を担当する自衛隊は敵から激しく攻撃されてしまう。

〔答〕前線から離れたところで実施される後方支援で、戦闘が予測される場合には直ちに活動を休止するので安全である。

〔反論〕

米軍の友軍として米国の戦争を支えに行って、「危なくなったからやめる」などという支援はあり得ないし、仮にあつたら、それは、米軍にとっては迷惑で、米軍の敵にとっては格好の標的であろう。それに、法案の中に距離的条件は明記されていない。

他国の戦闘行為を減殺する行為は参戦に等しい

【論点14】

〔問〕PKOなどで友軍を守る任務も加わり本格的な武装をするならば、それは現地の武装勢力と本格的に敵対することを宣言するもので、日本人がテロの攻撃対象になるというマイナスの要素も当然に含まれている。

〔答〕PKOは、現地の「警察」業務で、必要最小限の武器の使用しか認められていない。しかも、それはPKO五原則が充足されている時にしか活動しない。つまり、停戦合意が成立しており、紛争当事者が日本の参加に同意しており、日本は中立的立場を厳守し、上記条件が満たされない場合は撤収できるし必要最小限の武器使用しか許されない。（五原則）

〔反論〕

これまでの日本のPKOは、上記原則どおりに活動していたし、さらに日本は憲法上の制約により武力行使のできない国であるという定評があったために攻撃されず安全であったと言われている。ところが、その制約を自ら（解釈により）取り払ったと宣言し、これまでは行われなかった友軍を武力で守る任務も行うことが知られば、今後は自衛隊に対する特別扱いはなくなると考えておくべきであろう。

【論点15】

〔問〕対米軍協力は、従来は非戦闘地域における後方支援に限られていたが、今後は戦闘地域における戦闘行為もできるようになり、日本の役割は地域的にも機能的にも無限に拡大する。

〔答〕自衛隊は「新三要件」（（1）明白な危機（2）ほかに手段がない（3）必要最低限）を満たさない限り戦闘地域で活動はできない。従って、日本の軍事的役割が「無限に拡大」などしない。

〔反論〕

確かに、形式的にはそのような反論も可能で、自衛隊の活動が「無限に」広がるといふ表現は言い過ぎかもしれない。しかし、（1）新三要件に当てはまれば、これまで禁じられていた海外派兵が解禁され、（2）「後方支援」と称して、「弾が飛んでない」時を選んで友軍に後ろから合流できる道が開かれた以上、新安保法案は、自衛隊の軍事活動が無限に拡大する「突破口」を開いたと言えるであろう。

【論点16】

〔問〕機雷敷設が戦闘行為である以上、その除去も戦闘行為で、日本は自動的に戦争に入っていく。

〔答〕自衛隊は海上で戦闘が行われている場合には機雷除去は行わない。

〔反論〕

ここでの問題は、戦闘行為が現に行われているか否かという問題ではなく、日本国公務員の行為の法的評価の問題である。つまり、他国の戦闘行為の効果を減殺する行為も戦闘行為で、それは参戦以外の何ものでもない。

機雷掃海は個別的自衛権で行うのが正しい

【論点17】

〔問〕機雷掃海も従来から許されてきた個別的自衛権により可能ではないか。

〔答〕個別的自衛権の行使は、基本的には、わが国の領域に対する武力攻撃が行われた場合に許容される。外国により他の外国に対する攻撃の一環として敷設された機雷を除去する行為は、個別的自衛権では対処できない。

〔反論〕

例えばホルムズ海峡に機雷が敷設され、わが国のタンカーの航行が脅かされた場合、わが国から見れば、全ての国に国際法上認められている無害航行権が侵害されているので、その妨害排除・自由回復のために権利の行使が許されるはずであり、これは、分類上、個別的自衛権である。これならば、これまでの政府見解とその根拠になっている現行憲法に矛盾しない。

これを、ホルムズ海峡でイランと戦っている米軍を支援する集団的自衛権の行使にすると、憲法とそれを根拠に築き上げられた政府見解に反してしまう。加えて、他国間の戦争に介入（参加）することは、友軍の敵をわが国の敵にしてしまうことで、日本国民を新たな危険にさらすことになり、得策ではない。

【論点18】

〔問〕ホルムズ海峡への機雷敷設により石油の供給が停止した事態で、本当にわが国の存立が脅かされるのか？ 過去に経験したオイルショックを思い出せば、それでわが国の存立が脅かされたと感じた人はいなかったはず。

〔答〕かつての石油ショックをも上回るほど世界経済は大混乱に陥り、わが国に深刻なエネルギー危機が発生し得る。

〔反論〕

これは、政府側に立証責任があるが、「危機」に至る因果関係が全く立証されていない。オイルショック後の備蓄の増加、代替エネルギーの開発、他のルートからの輸入、3・11大震災に学んだ節約と残存電力の一元管理のノウハウ等を考えると、政府による「危機」シミュレーションはいわば被害妄想の類いに見える。

【論点19】

〔問〕米国防総省のホームページには「非常時において米国の優先は米国民を助けることである。米国公船等に外国人を乗せることを期待しないでほしい」と書いてある。首相が好んで用いる、米軍艦で護送されて逃げて帰って来る日本人母子……という事例はあり得ないのではないか。

〔答〕日米ガイドライン協議では、米艦が日本人を乗せることはあり得るとしている。

〔反論〕

仮に例外的にそのような事例があり得て、その軍艦が第三国から攻撃され、それを自衛隊が援護することは当然としても、それを「集団的自衛権」（他国防衛）だと説明することは間違っている。それは、首相が強調したように自国民（その母子）を守ることであるのだから、むしろ個別的自衛権（自国〈民〉防衛）で説明する方が自然であろう。

スパイ防止法がある以上、政府の判断を検証できない

【論点20】

〔問〕 集団的自衛権発動のための「新3要件」で定められた「国家の存立が脅かされる事態」を判断するための材料が「特定秘密保護法」の対象となり、政府が、国民に対してその判断の根拠になる情報を知らせずに自衛隊が出動する可能性がある。

〔答〕 今回の法案では、存立危機事態と認定した事情を対処基本方針に明記することになっている。

〔反論〕

特定秘密保護法は、別名「スパイ防止法」と称されるように、一般国民どころか国会議員にも知らせないための法律である。だから、海外における他国間の軍事紛争にわが国があえて介入しようとした場合に、その根拠となる情報とそれをもってして、わが国は何をしようとしているのか、の詳細などが公表できるはずがない。だから、「政府に任せろ！」で自動的に戦争が始まってしまう法案である。

朝鮮半島有事であれば国連決議なしの個別的自衛権である

【論点21】

〔問〕 新3要件に基づく憲法解釈の変更は、従来の「専守防衛」から明らかに逸脱し、便宜的、意図的である。

〔答〕 現行の憲法解釈を逸脱などしていない。

〔反論〕

まず、従来の（現行の）自衛権発動の3要件は①わが国に対する攻撃があり②他に適当な手段がない場合に③必要最小限の実力行使にとどめる—というものである。

それに対して、今回提案されている「新」3要件は、要するに、〈1〉他国に対する攻撃があり、それが、②わが国の存続を否定し、わが国民の人権を全否定する明白な危険があり、③他に適当な手段がない場合に必要最小限の実力行使にとどめる—というものである。

これは①の要件について、従来は「わが国が攻撃された場合だけ」であったものが、新しく〈1〉他国が攻撃された場合にもわが国が反撃する……と、根本的な変更を加えている。

もちろん、政府側は、それにより「わが国が攻撃されるに等しい場合だけ」だから矛盾がないと主張している。しかし、事実の問題として、他国が攻撃され、それが即わが国の存立の危機になることなどは、「同時にわが国も攻撃された」場合以外にあり得ない。

だから、この新3要件は、従来は明確に除外していた〈1〉「他国に対する攻撃」をわが国が反撃する理由に新たに加えたもので、従来の政府解釈を根本的に逸脱している。

加えて、新3要件は、従来は③「必要最小限の武力行使」には入らないとして否定してきた「海外派兵」を今後は「入る」としている点でも、従来の政府解釈を根本的に逸脱している。

【論点22】

[問] これまでは日本周辺に限られてきた米軍支援が際限なく拡大する。また、その際、自衛隊の出動について国連決議も必要とされていない。

[答] 科学技術の進歩の結果、今や、脅威が世界のどの地域で発生してもわが国に直接的な影響を及ぼす可能性が高まっている。また「周辺事態」とはもともと地理的概念ではなく、これまでもわが国は世界各地でPKOや災害派遣を行ってきた。さらに、朝鮮半島有事の際には、ロシア、中国の拒否権で国連安保理決議が出ない場合もあり得るので条件にできなかった。

〔反論〕

「科学技術の進歩の結果、地球規模で」とはよく言われるが、それでいて、具体的に、地球の裏側で起きた軍事紛争が、どのように「わが国が直接攻撃された」ような影響を与えるかが、一度も説明されていない。単なる「思い込み」を根拠に海外派兵を行うことは特に現行憲法9条の下では許されないはずである。

また、「周辺」が地理的概念ではないなどとの主張は、日本語としても、従来の政府答弁に照らしても、明白な嘘である。また、PKOは現地の「警察」の支援であり、災害派遣は現地の「消防」の支援であり、いずれも、今回の「軍隊」の派遣とは異次元の問題である。

さらに、朝鮮半島有事とは、米韓連合軍と北朝鮮が戦争状態に入ること、それは即、在日米軍基地有事であり、その際にわが国は自動的に個別的自衛権に基づき出動せざるを得なくなる。

だから、出撃を正当化するための国連決議はもとより必要ない。ということは、今回の新法制は、その他の海外紛争に国連決議なしで参戦する準備なのであろう。憲法9条はどこへ行ってしまったのか？

海外で後方支援するのは明確な憲法違反だ

安全保障の環境変化を理由に自衛隊の海外派兵を正当化しようという安倍政権と自民党の考え方は、明らかにおかしい。

自衛隊に認められているのは第二警察としての自衛権だけだからだ。どうしてもやりたいというのであれば、憲法改正するしかない。この根幹がなし崩しでは困るのだ。

【論点23】

[問] これまではイラクなど、他国軍を支援する際にはその都度、特措法（時限法）を制定していたが、今回、恒久法（期限なし）が制定されれば、中東などで戦闘中の米軍の支援にいつでも自衛隊を派遣できるようになる。

[答] そうしたことはできないし、やらない。

〔反論〕

法案を読む限り「我が国の安全に重要な影響を与える事態」と政府が認定した場合には、必ずしも事前に国会の承認を得ずに、海外で戦闘中の外国軍隊を支援するために自衛隊をいつでも派遣できるようになっている。

しかも、その「後方支援」なるものは、最前線での戦闘以外、軍隊が戦場で行うことのすべてを自衛隊ができるようになっている。つまり、戦争中の友軍に「後方」から合流して戦争に参加するのである。

そして、攻撃を受けたら、(当然ではあるが) 自衛のために反撃できる。要するに、米国などの戦争に「後方」から参戦できるようになる法案である。

改めて問いたい。第2次大戦に対する反省の下に制定された憲法9条のもと、我が国は自ら戦争を放棄し（1項）軍隊との交戦権を禁じている（2項）。その故に自国が攻撃された場合に、自国とその周辺だけを戦場にして自衛隊（第二警察）を用いた反撃（専守防衛）はできるが、海外派兵は禁じられてきたはずである。憲法9条はどこへ行ったのか？

専守防衛に徹した方が国益にかなう

【論点24】

[問] P K O協力法改正案では、国連が統括しない人道復興支援であっても自衛隊の派遣が可能になっている。

[答] P K Oは、紛争で疲弊した国の人々の新しい国造りを手助けする活動で、国民の約9割が支持している。近年、地域機関の要請で行われる活動も増えており、国連が統括しないといても国際社会が認めるものである。さらにP K O 5原則（停戦合意が成立している。紛争当事者が日本の参加に合意している。中立を厳守する。以上の条件が崩れたら撤収できる。武器の使用は自衛のための必要最小限とする）は守る。

〔反論〕

確かにP K Oは「集団的自衛権の行使」や「後方支援」といった軍事活動ではなく、現地政府の警察を中心とした行政機能の支援であり、憲法9条にも矛盾しない国際貢献であろう。

ただし、これまでのわが国のPKO活動で犠牲者が少なかったのは、わが国の自衛隊が憲法9条の故に「戦わない軍隊」であるとして定評があったからだ。米軍の友軍として戦う軍隊であると世界に宣言したに等しい今回の新法制以後、これまでと同じ扱いを受けるとは限らない。事実、他国のPKOは現地で迷惑な進駐軍扱いを受けて、これまで多数の「戦死」者を出している。

【論点25】

〔問〕政府与党の議論は「どうしたら自衛隊を出せるか」というもので、「出しちゃいけない」という人たちの声は全く聞こえなくなってしまった。

〔答〕国民の平和な暮らしを守ることは政府の最も重要な責務で、安全保障環境が激変する中で、国際社会の平和にこれまで以上に積極的に貢献していく。その際、国民の理解が第一なので、丁寧に説明していく。

〔反論〕

安保環境が激変しているのは事実であるが、海外派兵が唯一有効な対応策とは思われない。海外派兵は、(1) アメリカの敵イスラムを不必要に敵に回しテロの危険を招き、(2) 有限な自衛隊を海外に展開して、かえって、日本の守りを手薄にし、(3) 戦費破産の米国の二の舞いになる。

これは、国民の平和な暮らしを守る責務を負っている者の責任ある発言ではない。むしろ、専守防衛に徹した方が、

- (1) 新しい敵を作らず、
- (2) 日本の守りが嚴重になり、
- (3) 戦費破産を招かぬ、よほどまともな政策である。

こうしたことに思い至らぬ政府与党当局者の頭の中は初めに海外派兵という結論・目的があるのであろう。

【論点26】

〔問〕米国の力が衰えたところを日本が補う感覚であろう。米国と一緒に日本も泥沼にはまっていく。掃海中に反撃されたら応戦せざるを得ず、戦争になってしまう。

〔答〕荒唐無稽な空想である。(TBSのサンデーモーニングで問題にしていたが) 放送法は「政治的に公平」で「事実を曲げない」報道であることを求めているが、それに反していると疑わざるを得ない。

〔反論〕

今回の海外派兵解禁法案が米国の期待に応じるものであることは、公知の事実である。私自身、米国の責任ある立場の人々から直接、そのような期待を聞かされたことがある。

何よりも私が驚かされたのは、この程度の当たり前の報道に対して、放送電波の免許権を有する国家の権力を現在あずかっている政党の幹部が、「客観的には正しいが自分たちには不都合な」報道に対して法を盾にして脅している以外の何ものでもない。1強自民党の驕りであろう。

【論点27】

〔問〕 戦闘地域における戦闘行為も可能にすることで、(海外派兵・海外における武力行使を禁じた) 憲法と整合しなくなる。

〔答〕 戦闘地域における自衛隊の戦闘行為は武力行使にあたるため、新3要件を満たさない限りできない。

〔反論〕

新3要件は、要するに、①海外で他国が攻撃され、それによりわが国の存続が否定され私たちの人権が全否定される「明白な危険」があり、②他に適当な手段がない場合には、③その海外の現場に自衛隊が赴き「必要最小限」の武力行使を行う……というものである。これが、政府自身が確立した伝統的な憲法解釈（海外における武力行使の禁止）と矛盾することは自明ではないか。

上記の〔答〕は〔問〕に答えていないというか、〔問〕と噛み合っていない。答える側が不誠実である。

【論点28】

〔問〕 集団的自衛権により米軍の能力で足りない分を日本が埋め合わせていくのであれば、日本自身の大規模な軍拡が必要になる。

〔答〕 昨年の中期防衛力整備計画で5年間の総枠をすでに閣議決定しており、これが変更されることはない。

〔反論〕

だとすると、日本の守りを手薄にして海外派兵することになり、本末転倒の結果になる。むしろ、情勢の変化に応じて確立した憲法解釈さえ「閣議決定」で変更する政権である以上、新しい国際的要請に応じて中期防を変更すると考える方が自然である。

【論点29】

〔問〕 一内閣の判断で憲法の重要な解釈を変えたことは、立憲主義に反し憲法史上の大きな汚点ではないか。

〔答〕 行政府が行政権を執行するために憲法を「適正に」解釈していくことは当然である。今回の解釈（変更）は従来 of 解釈の基本的な考え方を变えるものではなく、立憲主義（憲法の枠の中での政治）に反するものではない。

〔反論〕

行政権を預かる内閣が新政策の策定の際に「憲法がどこまで許すか？」に関する閣議決定を行うことは、内閣として当然の職務のうちである。

しかし、今回のように、確立された憲法解釈が新政策の邪魔になるからといって、既述のように説得力のない「解釈」なるものを捏造した所業は、「適正」ではなく、その故に立憲主義に反するものであろう。

【論点30】

〔問〕 集団的自衛権の行使が必要だと信ずるならば、憲法改正の手続きを踏むべきである。

〔答〕 安全保障環境が激変し、時間がないので、憲法の範囲内で法を整備するのが政府与党の責務である。

〔反論〕

安保環境が激変し国の守りを固めることが急務だというなら、まず何よりも、領海警備法を制定して、海上保安庁と自衛隊の有効な連携を可能にするべきで、それならば野党の同意も得られる。また、既述のように海外での軍事活動は「あり得ない」ように「軍隊」と「交戦権」を禁じている憲法の下で「海外派兵法」が提案できるという政府与党の説には全く説得力がない。

【論点31】

〔問〕 新安保法制により、自衛隊が紛争に巻き込まれるだけにならないか。文化、政治、経済交流、貧困支援の方が平和につながるのではないか。

〔答〕 非軍事の貢献は当然のことである。脅威が世界のどこで発生してもわが国に直接影響を及ぼす可能性が高まっている現状において、各国が協力して軍事・非軍事の両分野で協力していくことが重要である。

〔反論〕

わが国は、国連第2のスポンサーで、ODA（政府開発援助）で世界中で支援を行っており、留学生の招待、研修生の受け入れ、PKO（警察支援）、災害派遣（消防支援）で信用が高い。

加えて、憲法9条の故に「海外では銃の引き金を引かない」国として定評があり、それが、地球上での日本人の安全につながっている。

それが、今後、他国における軍事紛争をきっかけとして、それに参戦して、新たな敵を作り財政赤字を増大させることに、何の利益があるのか、私には理解できない。有害無益以外の何ものでもないと思われる。愚策は速やかに撤回されるべきである。

以上